

船舶事故調査報告書

平成24年12月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成23年10月28日 21時10分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市両津漁港沖防波堤中央部付近 両津漁港沖防波堤南灯台から真方位341° 170m付近 （概位 北緯38° 05.4′ 東経138° 26.5′）
事故調査の経過	平成23年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{えいあん} 栄安丸、7.09トン NG2-1597（漁船登録番号）、個人所有 11.23m (Lr) × 2.92m × 0.98m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和51年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年8月20日 免許証交付日 平成18年10月16日 （平成24年3月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首外板に亀裂及び擦過傷等 防波堤 なし
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成23年10月28日21時00分ごろ刺し網を揚げるために両津漁港の係留地を出港した。 船長は、操舵室右舷側後方の甲板に立って舵柄を左手に持ち、船首方を見て操船していたが、操船位置からは操舵室が死角となって右舷方しか見えなかった。 船長は、前部甲板で甲板員が魚箱の整理作業などを行っており、‘操舵室右舷側上部囲壁に設置された作業灯’（以下「作業灯」という。）を点灯し、両津漁港沖防波堤南端と同南端の西方に位置する両津漁港南防波堤（以下「南防波堤」という。）東端との間の防波堤入口を通過する予定で北進した。 船長は、両津漁港北防波堤東端の簡易標識灯（赤光）と南防波堤北端の簡易標識灯（緑光）を見て南防波堤の北端付近を大きく右転した

	<p>ところ、船首目標としていた両津漁港沖防波堤南灯台（以下「沖防波堤南灯台」という。）の灯光が作業灯により見えにくくなり、右舷前方に灯光が僅かに見えたので、両津港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）の灯光が見えているものと思いながら航行を続けた。</p> <p>本船は、21時10分ごろ両津漁港沖防波堤（以下「本件防波堤」という。）の中央部付近に衝突した。</p> <p>船長は、衝撃を感じて本件防波堤を初めて認め、本件防波堤と衝突したことを知った。</p> <p>本船は、自力で本件防波堤から離れ、船長が損傷状況を確認したのち、係留地に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、ふだん、航行する際は作業灯を消灯していた。</p> <p>本船は、レーダーがなかった。</p> <p>作業灯は、24ボルト100ワットの電球であった。</p> <p>沖防波堤南灯台の南東方約0.6海里（M）には、北防波堤灯台が設置されていた。</p> <p>船長は、ふだん、航行する際、北防波堤灯台の灯光を右に見て航行していた。</p> <p>沖防波堤南灯台の灯質は、群閃赤光、毎5秒に2閃光、光達距離は5M、北防波堤灯台の灯質は、単閃赤光、毎4秒に1閃光、光達距離は7Mであった。</p> <p>本船に探照灯はなかった。</p> <p>本事故当時には、船長の親族が入院しており、船長は、病状を心配して気が動揺していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、両津漁港内において作業灯を点灯して出航中、船長が、南防波堤の北端付近で右転したところ、船首目標としていた沖防波堤南灯台の灯光が作業灯により見えにくくなり、僅かに見えた沖防波堤南灯台の灯光を北防波堤灯台の灯光と思い、沖防波堤南灯台の灯光を探しながら航行したことから、本件防波堤に向かっていることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、船長の親族が入院しており、病状を心配し、気が動揺した状態で操船を行っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、両津漁港内において作業灯を点灯して出航中、船長が、僅かに見えた沖防波堤南灯台の灯光を北防波堤灯台の</p>

	灯光と思い込んだため、本件防波堤に向かっていることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行する際は、見張りの妨げとなる灯火は点灯しないこと。・ 操船者の他に乗組員がいる場合は、複数で見張りを行うことが望ましい。